人材紹介事業に関わる情報提供

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後。求人者に求職者を紹介するサー	成功報酬
ビス	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
【職業紹介サービス】	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条
	件通知書等に記載されている額)の
	<u>35 %</u>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超え
	る場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件
	通知書等に記載されている額)の
	35 %
	手数料負担者は「求人者」とします。
	芸能家、家政婦(夫)、配ぜん人、調理師、モデル又はマネキンの
	職業に係る求職者から求職の申込みを受理した場合は、当分の間
	1件につき 690 円(免税事業者は 660 円)を限度として、求職者
	から受付手数料を徴収する。ただし、同一の求職者に係る求職の
	申込みの受理が、1 箇月間に 3 件を超える場合にあっては、1 箇
	月にき3件分に相当する額を限度とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的	成功報酬
な相談・助言サービス	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条
【職業紹介の付加サービス】	件通知書等に記載されている額)の
	<u>35 %</u>
※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的	
な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

27---302887

事業所の名称及び所在地 株式会社カンマコーポレーション

大阪府大阪市東住吉区山坂4-2-3 山坂ビル

返戻金に関する事項

就職者が、本人の事由により、勤務開始後3か月満了前に雇用契約が終了した場合には、終了 までの期間に応じて、一定割合の手数料及び消費税相当額を返却致します。

返戻金制度の有無:有

返戻金の期間及び割合; 1か月未満 80%

1か月以上2か月未満 50%

2か月以上3か月未満 20%

※上記の範囲内で、個別に求人者と定めます。

就職先の事由により、退職するに至った場合は、受領した手数料及び消費税相当額は返還致しません。尚、当該退職者が手数料前であったとしても、就職先の支払い債務は消滅しません。

株式会社カンマコーポレーション